

食品等自主回収取扱要綱

(目的)

第1 この要綱は、食品等の自主回収の取扱いを定めることにより、回収する食品等に関する情報を早期に把握し、必要な助言、指導及び情報提供を行い、もって食品等に関する健康被害の発生及び拡大を防止するとともに、消費者の食に対する信頼を高めることを目的とする。

(定義)

第2 次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 条例 食品衛生法施行条例（平成12年宮城県条例第33号）をいう。
- (2) 規則 食品衛生取締条例施行規則（昭和30年宮城県規則第40号）をいう。
- (3) 食品等 食品衛生法（昭和22年法律第233号）第4条に規定する食品、添加物、器具及び容器包装をいう。
- (4) 事業者 県内で、食品等の製造、輸入、加工、調理、若しくは販売（以下「製造等」という。）を行っている法人その他の団体又は個人をいう。
- (5) 自主回収 条例別表第2第1号カ及び別表第3第1号ヌ並びに規則別表第2第1号1チの規定による自主回収のほか、事業者が製造等を行った食品等について、食品表示法（平成25年法律第70号）に抵触する等の事由により、自らの判断で食品等を回収することをいう。

(自主回収の報告)

第3 保健所長は、事業者から自主回収の着手又は終了に係る報告書を受理したときは、速やかに、食と暮らしの安全推進課長に報告するものとする。

2 保健所長は、自主回収のうち、規則別表第2第1号1チの規定によるもの及び食品表示法に抵触する等の事由により事業者が自らの判断で実施するものについても、食品衛生法施行細則（昭和27年宮城県規則第57号）で定める様式による報告書を求めるよう努めるものとする。

(助言及び指導)

第4 食と暮らしの安全推進課長及び保健所長は、自主回収に関する相談及び報告を受けたときは、健康被害の発生及び拡大の防止に必要な助言及び指導を行うものとする。

(情報提供)

第5 食と暮らしの安全推進課長は、保健所長から自主回収の着手に係る報告を受理したときは、ホームページに次に掲げる事項を掲載するとともに、健康被害の発生及び拡大の防止に必要と認められる場合には、報道機関を通じ、消費者に対して注意を喚起するものとする。

- (1) 対象食品等の名称、包装形態、ロット、期限表示等自主回収の対象が特定できる情報
- (2) 届出者名
- (3) 自主回収開始年月日
- (4) 自主回収理由
- (5) 回収方法
- (6) 問い合わせ先
- (7) その他必要な事項

2 前項の規定によるホームページへの掲載期間は、1か月間又は保健所長から自主回収の終了に係る報告を受理するまでのいずれか短い期間とする。ただし、自主回収に要する期間が長期にわたる等、健康被害の発生及び拡大の防止に必要と認められる場合には、掲載期間を延長で

きるものとする。

- 3 食と暮らしの安全推進課長は、保健所長から自主回収の着手に係る報告を受理したときは、自主回収の対象となった食品等が流通している可能性がある地方公共団体に対して情報提供を行うとともに、必要に応じて関係課室にも情報提供を行うものとする。
- 4 食と暮らしの安全推進課長は、他の地方公共団体から 県内に流通している可能性がある食品等の自主回収の着手に係る報告を受理したときは、公表の可否を確認の上、第1項に掲げる事項をホームページに掲載するとともに、必要に応じて当該地方公共団体のホームページにリンクを設定するものとする。
- 5 第2項の規定は、前項の規定によるホームページへの掲載について準用する。この場合において、第2項中「保健所長」とあるのは「当該地方公共団体」と読み替えるものとする。
- 6 食と暮らしの安全推進課長は、保健所長から自主回収の着手に係る報告を受理した日から1か月以内に当該自主回収の終了に係る報告を受理したときは、第3項の規定に基づき情報提供した地方公共団体及び関係課室に速やかに報告するものとする。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年8月1日から施行する。